○文部科学省令第三十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

文部科学大臣　柴山　昌彦

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一、七四五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
スポーツ庁	一二一人	
文化庁	二六〇人	
合計	二、一二六人	

附　則

この省令は平成三十一年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

厚生労働大臣　根本　匠

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

（本省及び中央労働委員会の定員）

第一条　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三一、五五八人	（略）
（略）	（略）	（略）
合計	三一、六五八人	

（本省及び中央労働委員会の定員）

第一条　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三一、五四八人	（略）
（略）	（略）	（略）
合計	三一、六四八人	

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○農林水産省令第八十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前